

“下馬将軍”の一国一城令

酒井家が上野国に所領を持っていた頃、前橋城のほかに、大胡（おおご）城も抱えていました。徳川家の連枝とまで称する譜代大名筆頭格の家ではありますが、意外なことに‘一国一城令’後も、上野国の領内で2つの城を持っていたのです。

大胡城は上野国勢多郡にあった城で（現在は前橋市）、上杉、武田、北条といった戦国大名による西上野地域争奪の舞台となった赤城山南麓にあり、この城もそうした時期に造られたものと見られます。現存する城郭遺跡は、徳川氏の関東移封後、牧野康成が2万石で大胡に配置されてから整備・拡張されたものと考えられています（山崎一『群馬県古城址の研究』上、群馬県文化事業振興会、1971年）。

元和4（1618）年、牧野氏が越後へ転封すると、大胡領は前橋の酒井家領に併呑されることになりました。同8年、酒井重忠の跡を継いで忠世が前橋藩主となると、忠世の伊勢崎領と合わせて酒井家領は8万数千石に増大します。「伊勢崎之屋敷構土手一、ニヶ所切崩岨を埋可申事」（酒井家文書）とあるので、忠世は、伊勢崎にあった「屋敷構」を破城にして前橋城に移ったと考えることができます。しかしその一方で「前橋にて昔大胡組と申候は故隼人大胡御城御預り居城之節、大胡之家中は隼人組ニ御坐候、隆興君（忠世）御時分也」（『姫陽秘鑑』巻之二十二。以下、鑑と略す）とあるように、彼は高須隼人に大胡城を預け、隼人組の諸士をその城下に居住させているのです。このことは酒井家中においても特異なことと認識されており、「殿様ニハ前橋大胡両城之御主ニ而御譜代御大名様方ニハ意御坐候由、藤堂和泉守様と此方様斗之由古き衆被申候事、何事も昔物語ニ成行申事ニ候」（前掲鑑）と記録されています。

一国一城令は諸大名の家中統制の方策としての側面があることが、すでに指摘されています。特に西国では、この法令によって有力家臣の居城が整理され城下への家臣集住を促し、近世的支配体制が構築されていく契機の一つになりました。その視点で眺めてみると、前橋・大胡の2城体制になった背景には、高須家と酒井家の力関係が歴史的にあったのではないかと考えられます。

高須家は代々、酒井家の家老を務める家柄です。このほかに、松平、河合、本多といった家々が酒井家中において家老を世襲しています。高須が他の家々と異なるのは、松平等の諸家が徳川家から付けられた付家老としての由緒を持つものに対して、高須は酒井家当主に熱心に請われて家中になったという点です。成立年代は不明ながら高須栄子氏所蔵の「高須系譜」には、高須定広（酒井家に出仕した初代）のこととして、

一、同（天正）十八年庚寅閏東

御入国之御永井右近大夫直勝殿御肝煎を以一御家老之御約束ニ而被召出閩東江御供仕河越ニ而御知行地方五百石被下置候

とあり、家老職を条件に酒井家に出仕したというのです。「系譜」ではこの前条で、重忠・忠世の懇望にも関わらず出仕を拒否したと記していますから、永井直勝の仲介による出仕には、酒井家から相当な“高待遇”の条件が出されたと思われられます。それだけ酒井家でも信頼を寄せていたとみえ、慶長6（1601）年の前橋転封に当たり、城請取のために「御先御用」を命じ、前橋城の「御普請総奉行」に任じているほどです。城普請では高須の果たした役割がとて大きかったようで、前橋城普請完成の際に作事方へ「樽肴餅」を贈ったことがきっかけとなり、それ以来姫路へ移ってか



大胡城跡「二の丸」門跡の石垣

らも正月11日の新初めの折には、藩主からではなく高須家から酒肴が振舞われるしきたりになっていたといえます。

これら二次資料だけで判断するのは極めて危険ですが、高須が酒井家中において特異な位置を占めていたことは間違いありません。高須定広出仕の経緯からすると、大胡城を彼に「預けた」というのは、「一御家老之御約束」に相当する内容だったのではないのでしょうか。家老云々は系図作成時の近世的文言に置換されているとすれば、天正期ならば城持ちにするという意味合いなのかもしれません。万一そんな約束が取り交わされたとしても、それは時代に逆行することになります。高須に大胡城を「預けた」のは酒井側の最大の譲歩で、決して城を「与える」つもりはなかったと、ここでは想定しておきます。というのは、高須が実質的に大胡城主であっても、その城下は前橋の管理下に置かれていた節があるからです。

一、五料板鼻其外大胡等へ見分ニ参候事、向後普請奉行壺人大工壺人可参候、軽キ儀ニハ大工頭と下目付斗ニても清可申哉之事、普請中も右之通ニて能可有之哉之事（下略）（酒井家文書）

普請および作事に関しては前橋から担当者が巡回して差配したようです。また、

一、具足師大兵衛儀屋敷替候得共侍屋鋪之並ニ候間可致意用候、城外町屋ニ而似合鋪所為取可申候、向後職人杯ニ城内ニ而屋鋪為取候儀不入候儀候事、右之条委細者本多伊左衛門可申候已上（酒井家文書）

大胡城下における屋敷地に関する案件についても前橋衆の本多氏を通じて指示され、ここでは史料を明示しませんが、城代とは別に大胡目付（山奉行兼任の場合あり）という役人が前橋から派遣されています。そして、大胡城そのものも、高須の恣意には必ずしもならなかったようです。

一、大胡城跡郭之内ニ在之本共不残為伐地竹ニ宜相見へ候間年々竹を仕立候様ニ仕可然候、其段可申付候以上（酒井家文書）

城は牧野時代そのままに残っていたのではなく、空閑地になった曲輪もあったようで、そういう空間には竹を植えるように前橋からの指示が出ています。鑑卷之二十二では「大胡御城坪数之事」として漆畑、松林、竹林を書き上げており、それらは坪数全体の30%になります。「城跡郭」には植樹して、財産区として活用する目論見だったのでしょう。酒井家としては黙って譲歩していたわけでもなさそうです。

大昌君（忠清）御代御老中様方江御届被成候而隼人は三之曲輪江御移し、後ハ新御殿と申候、永昌君（忠相）被成御座候故申習候（下略）（前掲鑑）

高須の屋敷が前橋城「三之曲輪」に移されたのです。その屋敷地は忠相の時に「新御殿」となった場所なので、前橋でも当然、高須の存在感は決して小さくないのですが、酒井・高須両者の関係は、忠清の代になって転換点を迎えたことは間違いのないでしょう。

さて、主の居なくなった大胡城はその後、どうなったのでしょうか。

一、御在城中三度程大胡へ被遊 御出求知堂ニ而大胡之御家中武芸被遊 御覧候、必古御城へも被為入候、御見分御座候節入口之御門之外ニ御馬御手廻り御残被遊御入口大手御門ニ而又御残、御本丸へは御歩行頭・御徒士兩人、御草履取・御長柄持斗ニ而被遊御入候事（鑑卷之八）

そこでは、藩主忠挙が決められた手順に従って本丸へ登城していました。こうした一連の作法は、大胡城が藩主直轄の城郭になっていることを示していると評価できないのでしょうか。もしそれが正しいとすれば、この史料で大胡城を「古御城」と表記する意味が理解できそうです。



「二の丸」門跡の虎口現況（東から）

